

四日市市告示第 168 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

四日市市長 森 智 広

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所または事務所の所在地  
公益社団法人四日市市シルバー人材センター  
三重県四日市市十七軒町 9 番 10 号
  
- 2 委託した公金事務に係る歳入等  
介護予防・生活支援サービス事業に係る手数料
  
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和 8 年 3 月 31 日
  
- 4 委託の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（健康福祉部高齢福祉課）